



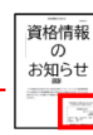
令和7年12月2日以降の保険証の取扱いについて

今から使おう！
マイナ保険証



令和7年12月2日以降、健康保険証は【完全廃止】となります。

スタンレー電気健康保険組合

	① マイナ保険証	② 資格確認書	③ マイナ保険証 + 『資格情報のお知らせ』	④ マイナ保険証 + マイナポータル	⑤ 健康保険証
確認方法			 +  切り取って 携帯	 +  マイポータル 資格情報画面	
対 象	令和7年12月2日以降は、 原則全員。	・保険証完全廃止後、マイナンバーカードを持っていない方、およびマイ ナンバーカードをマイナ保険証として登録（紐づけ）していない方 ・令和7年12月2日以降の資格取得者、氏名変更された方 かつ マイナ ンバーカードを持っていない方	・医療機関にてマイナ保険証が読み取れない場合 ・オンライン資格確認システム未導入の医療機関受診時		既存加入員 ※保険証をお持ちの方
有効期限	・カード本体：10年(18歳未満5年) ・電子証明書：5年（誕生日を起算して設定）	令和8年12月1日	『資格情報のお知らせ』は資格喪失まで使用可	――	令和7年12月1日まで
使用方法	医療機関に設置されている カードリーダーで読取り	医療機関に提示	マイナンバーカードと『資格情報のお知らせ』の両方を医療機関に提示 ※資格情報のお知らせのみでは受診不可		
そ の 他	・有効期限の2～3カ月前を目途に有効 期限通知書が送付されます。 お住まいの市区町村窓口で更新手続き願 います。 通知が来ていなくても有効期限の3カ月前 から更新ができます。	【交付について】 ・申請書を事業主経由で提出後に資格確認書を交付。 任意継続者の方は、健保組合へ直接申請して下さい。 ・紛失した場合は、資格確認書（再）交付申請書をご 提出ください。 【返却について】 ・令和7年12月1日までに資格喪失したときは、健保組 合まで返却ください。 ・令和7年12月2日以降に資格喪失する場合、マイナ ンバーカードをマイナ保険証として登録（紐づけ）した 方は、資格確認書の返却は不要です。 マイナ保険証として登録（紐づけ）をせず、有効期限 前に資格喪失した時、またはマイナンバーカードを持 たないまま資格喪失する場合は、健保組合まで返却く ださい。	・資格情報のお知らせは、オンライン資格 確認後にお渡しします。 ・健康保険組合への返却は不要です。	――	令和7年年12月2日以降、 【完全廃止】となります。 ・12月2日以降は返却の必要はありません。 個人情報にご留意の上各自で廃棄願います。 ・令和7年12月1日迄に資格喪失・氏名変更 した場合、健康保険組合へ返却が必要にな ります。
～ 健康保険組合からのお願い ～ マイナンバーカードをお持ちでない方はカード取得にご協力ください。マイナンバーカードをマイナ保険証として登録（紐づけ）していない方は、『健康保険証』として利用登録をお願いします。					

マイナンバーカードで受診するための準備

1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

申請 ※以下から選択

1



スマホから パソコンから
オンライン申請

2



証明写真機
から

3



郵送

受け取り

①ハガキが届く
②受け取りにいく



詳しくはこちら



マイナンバーカード
総合サイト

2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択

医療機関で

☑ 医療機関・薬局
の顔認証付き
カードリーダーか
ら申し込みます



スマホから

☑ 下記3つを準備
①マイナンバーカード
②マイナンバーカード読取対応のスマホ
③アプリ「マイナポータル」のインストール

マイナポータル



iPhone Android

STEP1 「マイナポータル」を起動する。
STEP2 「申し込む」をタップする。
STEP3 利用規約等に同意する。
STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



ここをタップ！

セブン銀行ATMで

☑ 必要なものは
マイナンバーカード
のみ！

ATM 画面

マイナンバーカード
での手続き

健康保険証
利用の申込み





使ってみよう！
マイナ保険証